

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
63	1	①	女性が自分自身の健康について、管理、決定できるよう、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及、啓発及び情報提供に努めます。	健康増進課	該当事業なし					
63	1	①	女性が自分自身の健康について、管理、決定できるよう、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及、啓発及び情報提供に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて周知、啓発	男女共同参画啓発冊子「きらり HABIKINO」VOL.19「リプロダクティブ ヘルス/ライツ」を作成、市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供	今後も市広報、市ウェブサイト等を活用しての情報紹介を検討する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
64	1	①	男女がお互いの性について、尊重することができるよう、パンフレットやリーフレットの作成及び配布、または、各種講座、講演会を開催するなど性と人権に関する意識啓発を推進します。	生涯学習課	該当事業なし					
64	1	①	男女がお互いの性について、尊重することができるよう、パンフレットやリーフレットの作成及び配布、または、各種講座、講演会を開催するなど性と人権に関する意識啓発を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、「きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～」での講演等による啓発	・男女共同参画啓発冊子「きらり HABIKINO」Vol.29「ジェンダー平等の実現に向けて～誰もが活躍できる社会～」を作成、市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供 ・男女共生セミナー（3講座）開催 ・「きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～」開催		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
65	1	①	市民がHIV/エイズや性感染症について正しく理解するとともに、差別や偏見をなくし、また、感染の予防についての啓発に努めます。	健康増進課	該当事業なし					
66	1	①	児童・生徒が、性に関することやHIV/エイズ、性感染症について正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課	「生と性」の教育	児童、生徒、教職員	学校における男女共生教育の中で、「生と性」についての学習の中で学習する。また、教職員研修においても、男女共生教育の研修を実施する。	小・中・義務教育学校の男女共生教育の中で、「生と性」についての学習の中で学習している。また、教職員研修においても、男女共生教育の研修を適宜実施している。		
67	1	①	中学生が保育園や幼稚園で乳幼児とふれあう中で命の大切さなどを学ぶ取り組みを推進します。	学校教育課	職場体験	生徒	職場体験において、幼稚園や保育園への体験を実施する。また、家庭科において保育実習を校区幼稚園で実施している中・義務教育学校もある。	今年度より中学校2校において職場体験が再開されるため、幼稚園や保育園において、体験活動が実施される。	コロナ渦により以前のような触れ合う機会が、以前のようには戻りきらない状況がある。もう少し時間がかかる。	
68	1	②	「健康はびきの21計画」に基づき、一人ひとりが健康について考えるとともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。	健康増進課	健康づくりに関する事業全般	羽曳野市民	健康増進課で実施する事業は健康増進を目的に実施している。進歩管理を健康づくり推進協議会で行っている。	健康づくり推進協議会にてとりくみ状況を報告 医師・栄養・運動・歯科など様々な内容の健康教室を計画実施している。	平成30年度に健康はびきの21後期計画、食事推進計画（第2期）自殺対策計画を策定した。令和5年度に次期健康増進計画を作成する予定。	健康増進法 食育推進基本法 自殺対策基本法
69	1	②	疾病の一次予防の取り組みや早期発見により、市民の健康づくりを支援するため、各種健診（検診）などの普及に努めます。	健康増進課	各種健康診査・がん検診の実施及び普及啓発	羽曳野市民（健診により対象年齢は異なる）	疾病の早期発見及び一次予防の取り組みにより、市民の健康増進に資するため、市民健診や各種がん検診などの普及に努める。	・各種保健事業時、ホームページ、LINE、健康だよりにて保健事業の紹介などの情報提供。	若い世代への健康管理の重要性の伝え方を今後も検討していく必要がある。	健康増進法
70	1	②	生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、健康相談等を行います。	健康増進課	該当事業なし				事業としては実施していないが、電話や窓口において相談があれば随時対応している。	

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
71	1	②	妊娠に対し、母子健康手帳（親子手帳）配付時に、併せて母性健康管理指導事項連絡カードを配付します。	こども家庭支援課	母子健康手帳の交付	市民である妊婦	妊娠届時に母子健康手帳の交付と共に、保健師が面接を実施し、妊娠・出産・育児について情報提供などを行っている。	令和4年度 妊娠届出者数 638人	交付場所が、令和4年度より機関改革に伴い、保健センターから市役所本庁1階のこども家庭支援課になっている。相談内容が複雑な場合もあり、相談室での面談が望ましいが、相談室が1室しかなく、申請者が重なると開きスペースで面接を行っており、十分な環境とはいえない。	母子保健法
72	1	②	妊娠やその家族を対象に、妊娠・出産・育児等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後に交流できるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。	こども家庭支援課	マタニティスクール ママとベビーの交流会	市民である妊婦・産婦	妊娠を対象に、3回1コースとして年6コース実施。栄養士・助産師・保健師による妊娠・出産・育児に関する講義（マタニティックッキング含む）、沐浴体験、家族のマタニティジャケット体験、出産後の交流会などを実施。3日目には、ママとベビーの交流会を併設して実施し、助産師・保健師による育児相談、保健士による絵本の読み聞かせなどを実施している。	マタニティスクール 1クール3回×6クール ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 妊娠マタニティックッキングと妊娠の交流は見合せた。 ママとベビーの交流会 6回/年	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加人数を制限しているため、参加希望が多い沐浴体験などの土曜日のプログラムのみ、午前・午後の2回に分けて実施し、より多くの方が参加出来るように回数を増やした。R5年度からはマタニティックッキングを再開し実施。	母子保健法
73	1	②	乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療を図るため、乳幼児健診等を実施します。また、乳幼児の健全な育成を図るために、保護者に成長、栄養、育児に対する保健指導を実施します。	こども家庭支援課	乳幼児健康診査 すくすく健診・相談（経過観察健診・相談） 虫歯予防教室	市民	4か月児、1歳7か月児、2歳6か月児、3歳6か月児の対象児には、個別で案内を郵送し、健診を実施。身体計測、内科診察（2歳6か月児は除く）、歯科診察（4か月児は除く）、発達の確認や個別の育児相談などを実施している。各健診 月2回、年24回実施。また、健診後にフォローが必要な児に対してはすくすく健診・相談、虫歯予防教室などで経過観察を実施。	令和4年度 各種健診 月2回 年24回実施 身体計測・内科診察（2歳6か月児歯科以外）・歯科診察（4か月児健診以外）・個別相談（育児・栄養・発達） すくすく健診24回 すくすく相談 131回/年 虫歯予防教室 年12回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受付時間や呼び出し人数等に配慮しながら実施。 3歳6か月児健診では保健園や幼稚園などの園園に入っていることや、2歳6か月健診では歯科健診のみとなっているため、他の健診と比較すると受診率が下がる。また、各健診の未受診者については、認認のため各関係機関とのスムーズな連携が必要。	母子保健法
74	1	②	喫煙による健康被害及び受動喫煙による健康への影響についての正しい知識をラ イフステージに応じて普及、啓発します。	健康増進課	喫煙・禁煙の普及啓発 健康増進法・大阪府受動喫煙防 止条例の啓発。	羽曳野市民	各種保健事業時に啓発 禁煙週間や月間での啓発 健康まつりでの啓発 新成人へのチラシ配布	羽曳野広報、健康だより、ホームページ・LINE・チラシなどで情報提供し普及啓発に努めている	昨年度と同様に実施予定。	健康増進法
75	1	②	児童・生徒の喫煙や飲酒、薬物乱用等については、違法行為であるだけでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭、地域、関係諸機関及び学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等で継続的な指導の徹底を図ります。	学校教育課	各種教室の開催	児童、生徒、教職員	中学校においては、羽曳野警察少年係または富田林少年サポートセンターと連携し、非行防止教室を実施する。また小学校においては、5年生対象に富田林少年サポートセンター、6年生対象に羽曳野警察少年係と連携し、非行防止教室並びに薬物乱用防止教室を実施している。また、中・義務教育学校の保健体育において、薬物乱用防止に関する授業を実施している。	小・義務教育学校においては、5年生対象に富田林少年サポートセンター、6年生対象に羽曳野警察少年係と連携し、非行防止教室並びに薬物乱用防止教室を実施している。また、中・義務教育学校の保健体育において、薬物乱用防止に関する授業を実施している。		
75	1	②	児童・生徒の喫煙や飲酒、薬物乱用等については、違法行為であるだけでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭、地域、関係諸機関及び学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等で継続的な指導の徹底を図ります。	健康増進課	該当事業なし					
76	2	①	「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども政策課	はびきのこども夢プラン推進事業	妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭・地域・学校園・市民活動団体・事業者など	羽曳野市子ども・子育て支援事業計画及び羽曳野市次世代育成支援行動計画に基づく施策・事業の進捗状況や評価などの進行管理を行う。	就学前教育・保育の量の見込みと提供体制の進行管理による待機児童ゼロの継続及び地域子ども・子育て支援事業の進捗状況の把握による子育て支援サービスの充実など。	現状のはびきのこども夢プランは、令和2年～令和6年度の5年計画であり、令和7年度以降の次期はびきのこども夢プランの策定に向けて、計画の現状把握や関連事業の整理、委員会の開催準備などを進めている。	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 など
77	2	①	地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実及び連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やウェブサイト、冊子などのさまざまな媒体を用いて広く市民に提供します。	こども保育課	子育て情報発信	市民等	子育て情報を発信する	令和5年3月末に子育て情報発信である「子育てネット」を廃止した。 今後令和5年10月からLINEで子育て情報を発信していく予定である。 LINEが開始される当面の間は、市内公立園に通う保護者の方に対して子育て情報（休園等）をメール配信にて行っている。	今年10月にLINE開始予定。	

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
78	2	①	子育てをサポートしてほしい人とサポートしたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進することにより、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を図り、子育て支援を行います。	こども家庭支援課	はびきのファミリー・サポート・センター	市在住、在勤、在学者（生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもが対象）	子育てをサポートしてほしい人（依頼会員）とサポートしたい人（協力会員）を地域の中で会員として組織化したもの。報酬は依頼会員から協力会員に直接支払われるが、営利を目的としない。 平日1時間700円、土日1時間800円、兄弟姉妹の場合は2人目から半額	依頼件数 依頼会員 協力会員 両方会員 延べ264件 42人 53人 23人	協力会員が年々減少しており新たな協力会員の登録が少なくなっている。そのため、依頼会員の希望に添えない場合もある。羽曳野市近隣市においても協力会員に登録できるよう藤井寺市と研修など連携を行った。協力会員の登録に地域のばらつきがあり、少し離れた所から自転車などをを利用して活動している。依頼があっても協力会員が少ないため、必ず紹介することができるとは限らない状況にある。事業の認知度も低いため、協力会	はびきのファミリー・サポート・センター事業実施要項
79	2	①	地域の親子の交流を図り、さまざまな遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会を持つなかで子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。	こども保育課	・子育て支援保育士事業 ・保育園地域活動事業	就学前児童がいる家庭	・私立保育園及や通園施設は、地域に密着した児童福祉施設として、保育や療育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭に対し、必要な相談、指導、助言等を行い、子育てへの不安解消や負担の軽減等を図っています。 ・公立保育所や認定こども園において、園庭開放や親子教室を実施し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	・民間保育施設9箇所及び児童発達支援センター1箇所において事業を実施 ・公立保育所5箇所及び公立認定こども園1箇所にて事業を実施	今後も事業周知を図り、安定的に事業を開催することにより、子育てに不安を抱える多くの保護者の方にご利用いただけます。	羽曳野市子育て支援保育士事業補助金交付要綱
80	2	①	保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関するさまざまな悩みや不安に適切に対応できるよう、保健師や保育士、栄養士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。	こども家庭支援課	育児相談 出向健康教育 出向健康相談	市民	育児や栄養に関する相談を来所や電話・地域の各子育てサロン等・保育所などに出向して実施。	出向健康相談：42回 出向健康教育：37回 育児相談は、9時～17時30随時実施 令和4年度は、子育てサロンが再開し、教育・相談を実施。	子育てサロン等の再開により他の保護者やこども同士が触れ合う機会は徐々に増えています。こども家庭支援課・子育て世代包括支援センターでは随時育児相談を実施し、育児不安等の軽減に努めたい。	母子保健法
81	2	①	ひとり親家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供の充実を図るとともに、福祉資金の貸付や就労支援等を行います。	こども政策課	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等の父母で、児童扶養手当受給者等	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな支援等を行う事業	・母子自立支援プログラム策定等事業策定件数11件(うち面接2回以上6件)	国の動向を見ながら実施 なお令和3年度からは、母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方へ大阪府の事業であるひとり親家庭住宅支援資金貸付事業の案内を実施	母子自立支援プログラム策定等実施要綱
82	2	①	子育てに関する事業について、男性が参加しやすいよう工夫するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども家庭支援課	子育て支援センター事業	市民（子を持つ父）	遊びの紹介、子どもの育ちなど子育て講座の実施 (普段から父(パパ)との参加は可であるため、パパも参加しやすいよう「パパも一緒に」と呼びかけている)		平日は、男性は仕事をしている人が多く、年中通して事業の実施が難しい。	
82	2	①	子育てに関する事業について、男性が参加しやすいよう工夫するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども家庭支援課	マタニティスクール パパの家事・育児への参加、禁煙、育児休業取得に関するチラシの配布	市民	妊娠を対象に行っているマタニティスクールは家族の方も参加可としており、特に2回目は土曜開催で、妊娠・出産・子育てについての助産師の講義と沐浴体験・マタニティジャケット体験などを実施。チラシの配布は母子手帳発行時に同時にしており、パパになる方に対して妊娠・出産・産後のママの変化などを理解してもらえる様にしている。	マタニティスクール 1クール3回×6クール 母子健康手帳交付時にチラシ配布	2回目を土曜日（午前・午後）に開催することで夫(パートナー)の参加を促しており、ほとんどの参加者が夫婦で参加している。R5年度からはマタニティ交流会を実施し、父母間同士の交流、個別相談にも対応できるよう努める。	母子保健法
83	2	①	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、育児に関する講座等の開催に努めます。	こども家庭支援課	子育て支援センター事業	市民（子を持つ父）	遊びの紹介、子どもの育ちなど子育て講座の実施 (普段から父(パパ)との参加は可であるため、パパも参加しやすいよう「パパも一緒に」と呼びかけている)		平日は、男性は仕事をしている人が多く、年中通して事業の実施が難しい。	
83	2	①	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、育児に関する講座等の開催に努めます。	こども家庭支援課	マタニティスクール パパの家事・育児への参加、禁煙、育児休業取得に関するチラシの配布	市民	妊娠を対象に行っているマタニティスクールは家族の方も参加可としており、特に2回目は土曜開催で、妊娠・出産・子育てについての助産師の講義と沐浴体験・マタニティジャケット体験などを実施。チラシの配布は母子手帳発行時に同時にしており、パパになる方に対して妊娠・出産・産後のママの変化などを理解してもらえる様にしている。	マタニティスクール 1クール3回×6クール 母子健康手帳交付時にチラシ配布	2回目を土曜日（午前・午後）に開催することで夫(パートナー)の参加を促しており、ほとんどの参加者が夫婦で参加している。R5年度からはマタニティ交流会を実施し、父母間同士の交流、個別相談にも対応できるよう努める。	母子保健法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
83	2	①	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、育児に関する講座等の開催に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	男女共生セミナーにおいて、性別を問わず家事や育児に関する講座を開催	「絵本でセルフカウンセリング～仕事と家庭、どう考える～」 令和4年10月30日（日） 【講師】国安 澄江 【参加者数】4名 「こころとからだをほぐすツボ」 令和5年2月11日（土） 【講師】AKEMI（鍼灸師） 【参加者数】10名 「癒しのセルフケア」 令和5年3月5日（日） 【講師】国安 澄江 【参加者数】8名	・今後も男女共生セミナー等において男性が参加しやすい講座を検討。（現在、セミナー対象者に性別は問わない）	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
84	2	①	家事、育児など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～での講演等による啓発 関係するパンフレット等を配架	・男女共同参画啓発冊子「きらり HABIKINO」VOL.21、24において「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をテーマに作成、市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供 ・「男女共同参画週間（6月23日～29日）」市広報6月号・本庁舎東側電光掲示板・公開羅針盤「掲示板」（庁内システム）への掲載、懸垂幕・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示 ・男女共生セミナー（3講座）、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～において啓発 ・関係するパンフレット、チラシを配架		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
85	3	①	「高年者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービス、就労等支援の充実を図ります。	高年介護課	介護保険事業	高齢者やその家族等関係者	介護保険事業	適切な介護保険事業運営	高齢化のさらなる進行による様々な課題の深刻化・顕在化	介護保険法
86	3	①	地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	地域包括支援課	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	高齢者及びその家族等	・地域包括支援センターの運営	・令和4年4月に西圏域地域包括支援センターを開設、令和5年4月に中圏域地域包括支援センターを開設。 地域包括支援センターを中心に市内の在宅介護支援センターを地域相談窓口（フランチ）として、総合相談体制を強化し高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援する地域包括ケアシステムの深化を推進した。	・各圏域地域包括支援センターのネットワークの確立（センター長会議・事務担当者会議等）を行う。 ・現在、市直営包括が担当している東圏域地域包括支援センターについて委託開設の検討及び、委託開設後の市直営包括を「基幹型センター」あるいは「機能強化型センター」としての位置づけについての検討を行う必要がある。	介護保険法 羽曳野市地域支援事業実施規則 羽曳野市高年者いきいき計画

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
87	3	①	人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、認知症高齢者に関する対策など総合的な施策を推進します。	地域包括支援課	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営・社会保障充実分) 任意事業 (その他事業)	高齢者及びその家族等	・権利擁護業務 高齢者虐待相談及び虐待事例への対応 高齢者虐待防止ネットワークの確立 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症総合支援事業	・羽曳野市高齢者虐待防止ネットワーク会議及び障害者虐待防止ネットワーク会議への参加し自連検討を通して関係機関と情報交換を実施。 ・「高齢者虐待対応専門チーム」の活用に関する懇談会に参加し、他市町村と意見交換を実施。 ・高齢者虐待対応現任者研修等の研修会に参加 ・羽曳野市高齢者虐待対応マニュアルを作成し、職員及び各圏域地域包括支援センターの対応力強化を図った。 ・成年後見市長申立 1件 ・認知症総合支援事業：認知症初期集中支援チームの活動、認知症地域支援推進員による相談会の実施や世界アルツハイマー月間である9月にオレンジ新聞を市広報誌に挟み込み、全戸配布を実施する。 ・世界アルツハイマー（9/21）や「まちの保健室」事業などのイベントにおいて、認知症関連講座・相談会を実施し、認知症相談窓口の周知を行う。 ・チームオレンジ立上げに向けたオレンジセンター養成講座を実施。 ・地域でみまもりあいステッカー利用支援事業やみまもりあいステッカーの啓発を実施。	・コロナ禍もあり、早期発見に向けた虐待防止に関する市民・介護施設職員向け啓発事業が実施出来なかった。 ・各圏域地域包括支援センターとも連携しながら高齢者虐待への相談・対応を実施する。 ・認知症初期集中支援チームのチーム員を各圏域地域包括支援センターへ配置、認知症対応力の強化を図る。 ・認知症の知識や市事業の周知・啓発の為、世界アルツハイマー月間である9月にオレンジ新聞を市広報誌に挟み込み、全戸配布を実施する。 ・世界アルツハイマー（9/21）や「まちの保健室」事業などのイベントにおいて、認知症関連講座・相談会を実施し、認知症相談窓口の周知を行う。 ・チームオレンジ立上げに向けたオレンジセンター養成講座を実施。 ・地域でみまもりあいステッカー・アプリを使用した取り組みを実施し啓発を行う。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 羽曳野市地域支援事業実施規則 高齢者虐待防止ネットワーク会議等設置要綱 羽曳野市認知症初期集中支援推進事業要綱 羽曳野市認知症地域支援推進員事業実施要綱 羽曳野市成年後見制度利用支援事業実施要綱 羽曳野市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業
88	3	①	高齢者が介護の必要な状態になったとき、住み慣れた家や地域で自立して暮らしつづけられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	地域包括支援課	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営・社会保障充実分)	高齢者及びその家族等	・地域包括支援センターの運営 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・認知症総合支援事業 ・地域ケア会議推進事業	・令和4年4月に西圏域地域包括支援センターを開設、令和5年4月に中圏域地域包括支援センターを開設 ・在宅医療・介護連携推進事業運営会議・研修会をとおして各事業者が顔の見える関係となり、日常業務において連携を取りやすい関係を目指す。また、ICTを使用した連携強化を推進する。 ・新規開設の中圏域地域包括支援センターにも生活支援コーディネータを配置、協議体である「ふれあいネット雅び」の会議への参加などを通じて地域のニーズ把握・人材も含めた社会資源の掘り起こし・ニーズとのマッチング等を進め ・認知症総合支援事業：No87の実施内容と同じ ・地域ケア会議推進事業：自立支援型地域ケア会議（プラン検討会議）や個別課題解決、地域課題解決の為の地域ケア会議等の実施	・各圏域地域包括支援センターの連携強化を行い地域包括ケアシステムの構築をさらに推進する。 ・在宅医療・介護連携推進事業運営会議・研修会をとおして各事業者が顔の見える関係となり、日常業務において連携を取りやすい関係を目指す。また、ICTを使用した連携強化を推進する。 ・新規開設の中圏域地域包括支援センターにも生活支援コーディネータを配置、協議体である「ふれあいネット雅び」の会議への参加などを通じて地域のニーズ把握・人材も含めた社会資源の掘り起こし・ニーズとのマッチング等を進め ・認知症総合支援事業：No87と同じ ・地域ケア会議推進事業：自立支援型地域ケア会議（プラン検討会議）の見直し等を実施。	介護保険法 羽曳野市高年齢者いきいき計画 羽曳野市地域支援事業実施規則 地域ケア会議設置要綱
89	3	①	高齢者を介護している家族等（介護者）を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実に努めます。また、介護者が問題を抱え込まないよう、相談窓口や専門機関で適切な支援が受けられる体制の整備を進めます。	地域包括支援課	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 任意事業 (家族介護支援事業)	高齢者及びその家族等	・家族介護者支援事業 認知症知つとこ～座の実施を市内グループホームに委託 介護者家族の会活動の事業費助成 ・高齢者の総合相談を行う地域包括支援センターの運営	・認知症知つとこ～座の実施（1回） ・介護者家族の会活動費助成 ・令和4年4月から西圏域地域包括支援センターを開設、市直営包括と合わせて2か所の地域包括支援センターと6か所の在宅介護支援センターで総合相談機能の強化を行った。	・コロナ禍において、教室等開催数が減っている。 ・介護者家族の会についても開催自粛が続いているが、令和5年度は総会を実施する等活動再会に向けて動き出しているので、活動の支援や相談窓口の周知等を行っていく。 ・地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知を行わ必要がある。	介護保険法 羽曳野市地域支援事業実施規則 家族介護支援事業実施要綱

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
90	3	①	高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。	地域包括支援課	介護予防・日常生活支援総合事業 (一般介護予防事業)	高齢者及びその家族等	<ul style="list-style-type: none"> ・LICウェルネスゾーン：「健康づくり・介護予防拠点」として高齢者の介護予防のための運動プログラムを実施（3ヶ月1クール） ・GoGoウェルネス事業：サポーターを中心とした介護予防運動の自主グループ活動支援 ・いきいき百歳体操：いきいき百歳体操の立上げ支援、おさらい会での助言、体力測定等を実施。新規及び継続実施が出来るように補助金の交付実施。 ・生きがいサロン介護予防教室：65歳以上かつ介護保険のサービスを利用しておらず、医師より運動制限を受けておらず、自力で来所できる初めて本教室を利用する方を対象に3ヶ月を0クールとして、介護予防教室（運動機能向上のための体操及び運動指導士・歯科衛生士・管理栄養士による講義）を実施。 ・生きがいサロン介護予防教室卒業生自主グループ支援：高年生きがいサロン介護予防教室卒業生を対象に自主グループ化の支援を実施し「通いの場」として利用して、市民主体の介護予防運動教室の自主グループ化の支援。 ・きらきらシニアプロジェクト介護支援センター事業：介護支援サポーターが行った、介護支援サポーター活動の実績を評価した上で、評価ポイントを付与し、介護支援サポーターの申し出により、評価ポイントを監禁した介護支援センター事業転換交付金を交付する。 ・生きがいサロン介護予防教室卒業生自主グループ支援：1クラス60分、登録者数127人 ・きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業：登録者数354人、ポイント換金者数100人、受入施設は66か所。 ・街かどいハウス支援事業：市内2カ所のNPO法人に補助金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・LICウェルネスゾーン：ラララサーキット、膝痛・腰痛改善クラスなど3ヶ月1クールで運動教室を実施、年間242日、11,814人が参加。 ・GoGoウェルネス事業：各高年生きがいサロンで実施、委託事業者による見守り支援やサポーターへの支援、新規利用者への活動支援などを実施。延べ年間583日、20,754人が参加。 ・いきいき百歳体操：現在実施会場は75か所、登録人数は1,224人。補助金は49会場に交付した。 ・生きがいサロン介護予防教室：市広報誌で参加者を募集、3ヶ月1クールで各コース約8回合計121回実施、延べ606人が参加。 ・生きがいサロン介護予防教室卒業生自主グループ支援：1クラス60分、登録者数127人 ・きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業：登録者数354人、ポイント換金者数100人、受入施設は66か所。 ・街かどいハウス支援事業：市内2カ所のNPO法人に補助金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・GoGoウェルネス事業等の自主グループはサポーターを中心に活動を実施しているが、サポーターの高齢化や担い手不足がある為サポーター養成等を継続的に実施するなどの支援が必要。 ・きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーターは、対象のボランティア活動の拡大などの検討が必要。 	<p>介護保険法 羽曳野市地域支援事業実施規則 いきいき百歳体操事業補助金交付要綱 街かどいハウス補助金交付要綱 きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業実施要綱</p>
91	3	①	家事、介護など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～での講演等による啓発 関係するパンフレット等を配架	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」VOL.21、24において「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をテーマに作成、市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供 ・「男女共同参画週間（6月23日～29日）」市広報6月号・本庁舎東側電光掲示板・公開羅針盤「掲示板」（庁内システム）への掲載、懸垂幕・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示 ・男女共生セミナー（3講座）、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～において啓発 ・関係するパンフレット、チラシを配架 		<p>男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例</p>
92	3	①	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、介護に関する講座等の開催に努めます。	健康増進課	該当事業なし					
92	3	①	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、介護に関する講座等の開催に努めます。	地域包括支援課	介護予防・日常生活支援総合事業 (一般介護予防事業・介護予防普及啓発事業)	高齢者及びその家族等	熟年簡単クッキング教室	<ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理教室を実施（男性初心者コース 参加者5名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度前半はコロナ禍のため、調理実習を中止し管理栄養士の講話を行っていた、年度後半は徐々に調理実習を再開している。 	<p>介護保険法 羽曳野市地域支援事業実施規則</p>
92	3	①	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、介護に関する講座等の開催に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	男女共生セミナーにおいて、性別を問わず家事や育児、介護に関する講座を開催	「ストレスを癒すからだほぐし」 令和3年6月26日（土） 【講師】AKEMI（鍼灸師） 【参加者数】16名	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も男女共生セミナー等において男性が参加しやすい講座を検討。（現在、セミナー対象者に性別は問わない） 	<p>男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例</p>

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
93	3	①	市広報紙の点字、録音版、市ウェブサイトの音声版など、高齢者に配慮した情報提供に努めます。	秘書課	広報事業	広報事業	市広報紙の録音版CD、市ウェブサイト内「声の広報はびきの」、点訳版（ダイジェスト版）を毎号作成。	①市広報紙の録音版CDを作成し、希望者へ配布すると共に同データを市ウェブサイト内「声の広報はびきの」（ダイジェスト版）として公開 ②点訳版「広報はびきの」（ダイジェスト版）を市民ボランティアの協力により毎号作成。市内図書館、本庁1階および別館1階で閲覧できるよう設置	市の広報として、今後も「誰のため」「何のため」を考え、市全体として記事の表現や文言等を精査していく	羽曳野市広告掲載要綱 羽曳野市公開用ウェブサイト管理運営要綱
94	3	①	地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、地域において、見守り支えるネットワークの取り組みを進め、女性や特定の人に偏らない介護を考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	地域包括支援課	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営・社会保障充実分)	高齢者及びその家族等	・地域包括支援センターの運営 ・きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業 ・第2層生活支援コーディネーターの協議会である「ふれあいネット雅び」に参加し、関係機関とも連携し地域福祉活動の促進を図っている。 ・認知症総合支援事業：民間事業所等と高齢者見守りネットワーク協定を締結し、地域での高齢者の見守りを推進、高齢者見守りネットワーク事業及びみまもりあいステッカーやアプリの啓発を実施した。	・「ふれあいネット雅び」を地域福祉のネットワークとしてさらに拡充するとともに、地域の「気づき」が、速やかに地域包括支援センターや在宅介護支援センターに届き、対応ができるよう「関係機関と連携し、地域福祉活動の促進を図る必要がある。 ・認知症の方及び家族の地域での見守りを実施するチームオレンジ立上げに向けて、オレンジサポーターの養成等を実施。	介護保険法 羽曳野市地域支援事業実施規則 きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業実施要綱	
94	3	①	地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、地域において、見守り支えるネットワークの取り組みを進め、女性や特定の人に偏らない介護を考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	保健福祉政策課	日常生活自立支援事業助成事業	市民	大阪府社会福祉協議会、大阪後見支援センターからの委託事業で、判断能力が不十分な方と契約して、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、通帳や書類、はんこ等の預かりサービスを実施している。 ・事務局は羽曳野市社会福祉協議会	令和4年度は、新規契約3件、利用人数55件（うち、終了6件）。 令和5年3月末現在は、49件となっている。	当該事業の利用ニーズは高い。今後も継続して事業を実施していくとともに、新規利用者の受け入れのために体制整備を検討していく必要がある。	社会福祉協議会
95	3	①	高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。	保健福祉政策課	高齢者保健福祉事業	高齢者	老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することにより、老人の福祉を増進することを目的として、老人いこいの家の管理・運営を行う。	4ヶ所の老人いこいの家(向野、埴生南、古市、恵我之荘)を設置し、自主活動や交流の場としている。	引き続き適切な管理・運営に努め、高齢者が気軽に外出して地域の人たちと健康増進や教養・レクリエーションを楽しむ場として、高齢者が利用しやすい環境づくりに取り組む。	羽曳野市立老人いこいの家条例
96	3	①	シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	保健福祉政策課	社会福祉対策事業	羽曳野市在住の満60歳以上の健康で働く意欲のある方	シルバー人材センターへ助成することにより、高齢者の就労機会の充実を図り、外郭団体の健全な運営を支援する。	シルバー人材センターへの助成金を交付する。	高齢者人口の増加に関わらず、会員数や就労実人員が減少傾向にあり、今後の会員数・就労実人員等の増加を図る上で、高齢者の多様化する就労ニーズや発注者のニーズに応えられるセンター運営が求められている。	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 羽曳野市補助金交付規則 羽曳野市高年齢者労働能力活用事業費助成金交付要綱

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
97	3	②	障害者総合支援法及び「羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の推進を図ります。	障害福祉課	障害者基本計画事業	事業者 市民 行政	本計画は、上位計画にあたる「第6次羽曳野市総合基本計画」「羽曳野市地域福祉計画」をはじめ、「羽曳野市高年者いきいき計画」「はびきのこども夢プラン」「健康はびきの21計画」などの健康・福祉・教育分野の関連計画や大阪府の関連する計画との整合を図り、計画に基づき障害者施策の拡充をすすめるものである。 また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の市民・事業者への周知等を実施する。	障害者施策推進審議会において、第4期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に基づく事業実績の評価を障害者施策推進審議会において行った。（8月書面開催） 障害者差別解消法については、市ホームページにて周知を行っている。	人口減少に転じる中で、障害者（児）数の増加及び高齢化に伴いサービス利用者・利用料も増加しており、障害者（児）それぞれの生活環境や障害特性、ニーズを踏まえた適切なサービス提供とサービス提供事業所の計画的な整備が求められている。 また、平成27年度からは原則すべての利用者のサービス支給決定に当たり、サービス等利用計画等の作成が義務付けられ、指定特定相談支援・障害児相談支援事業所の整備が求められ、この間、特定・障害児相談事業所の整備が進んできましたが、計画の質の改善に向けた相談支援専門員の育成も課題となっている。 平成27年度からの計画の進行管理に当たっては、障害者施策推進審議会での評議	障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法
98	3	②	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気軽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、府内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	障害者相談支援事業 障害者就業・生活支援事業	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者	障害者や家族等を対象とする相談事業を実施し、地域における生活を総合的に支援する。 また、就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や障害者の生きがいづくりにつながることから、障害者が地域で自立して生活できるよう支援する。	No.99、No.101と同様	No.99、No.101と同様	No.99、No.101と同様
99	3	②	障害者の生活に関する相談窓口を設置することで、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備します。また、講座やリーフレットの配布、市広報紙への掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進します。	障害福祉課	障害者相談支援事業	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者	障害者の障害種別に応じた相談体制を整備することにより、障害者及びその家族等の地域生活を支援する。	延相談件数 860件	相談支援事業所ごとに身体・知的・精神の三障害と難病患者に対応する総合的な相談体制が確保されておらず、相談支援事業の中核的役割と機能を担う「基幹相談支援センター」が設置できていない現状がある。早期に「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の底上げを図るとともに、相談支援事業所との連携や相談支援専門員の育成を図るなど、市全体の相談支援体制の整備と質の向上をめざすことが必要である。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
100	3	②	障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行います。	学校教育課	支援員等の充実	児童、生徒、保護者	専門家チーム及び巡回相談チームを要請に応じて派遣し、配慮や支援のあり方にについて助言をおこなう。	専門家チーム及び巡回相談チーム（リーディングチーム）を、要請に応じて派遣し、配慮や支援のあり方について助言をおこなっている。		
101	3	②	関係機関との連携を図り、障害者の職業能力開発訓練や相談の実施、就労情報の提供など、総合的な就労支援に努めます。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民	関係機関と連携し市民等への情報提供を行なう	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局 南河内北障害者就業・生活支援センター
101	3	②	関係機関との連携を図り、障害者の職業能力開発訓練や相談の実施、就労情報の提供など、総合的な就労支援に努めます。	障害福祉課	障害者就業・生活支援事業	身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害者に対し、職業準備訓練から職業並びに職場定着に至るまでの相談、援助を総合的に行い、障害者雇用の促進及び就労の安定化を図るため、大阪府等関係機関との連携強化をすすめるとともに、障害者の就労機会の増大を促進する。（障害福祉サービスを除く。）	羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障害者等の就労を支援した。	障害者の就労促進は、一市だけでは十分な対応ができない課題であることから、近隣市やハローワークなどとの連携を図りながら、障害者就労パネル展やシンポジウムの開催など、障害者雇用への啓発活動を実施している。近年、障害者の福祉就労の場として就労継続支援（A型、B型）事業所が増えているが、工賃・賃金の水準が低く、その抜本的引き上げが求められている。また、障害者雇用促進法による障害者雇用率の引き上げもあり、一般企業への障害者の就労機会の増大のため、行政や労働関係機関、障害者福祉施設、教育関係機関に加え、経済団体との連携強化を図る必要がある。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
102	4	①	さまざまな困難を複合的に抱える人の相談体制の充実を図ります。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	月3日（1日3回）、専門の女性相談員による女性相談を実施、また、相談日以外については男女共同参画担当職員が対応	毎月、第1水曜日、第2金曜日、第4金曜の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施：109件（うち電話5件） 特設女性相談（専門女性相談員による）の実施（平成29年度～） ・6月11日（金）：1件・6月23日（水）：2件 ・11月12日（金）：3件・11月27日（水）：2件		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
103	4	①	リーフレットの活用、講座の実施により、性の多様性に関する啓発を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～での講演等による啓発	男女共同参画啓発冊子「きらり HABIKINO」VOL.25「多様な性のあり方～いろいろな生き方があります～」を市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供している。		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
104	4	①	児童・生徒が性の多様性について、正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課	男女共生教育	児童、生徒、教職員	男女共生教育のなかで、「生と性」について学習する。また、教職員研修においても、男女共生教育の研修を実施する。	小・中・義務教育学校の男女共生教育のなかで、「生と性」について学習している。また、教職員研修においても、男女共生教育の研修を適宜実施している。		
105	4	①	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障害者、妊娠産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいよう、公共施設や交通機関の整備、改善に努めるとともに、事業主への指導、助言に努めます。	建築指導課	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく	事業者等	法律、条令に基づく助言、指導、認定等を行う	指導、助言		大阪府福祉のまちづくり条例・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
105	4	①	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障害者、妊娠産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいよう、公共施設や交通機関の整備、改善に努めるとともに、事業主への指導、助言に努めます。	道路公園課	交通安全施設整備事業	道路利用者	「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「都市計画マスタートーリング」「パリアフリー基本構想」や関連する条例との整合を図り、計画に基づきながら道路政策を展開する。	交通マナー向上のため、関係機関、各種団体、地域と連携して交通安全教育を充実するなど交通安全意識の啓発に取り組みました。又、事故防止のため歩道、防護柵の設置など交通安全施設の整備に取り組みました。	交通安全施設の整備と併せて、利用者の交通安全の意識やマナー向上など啓発運動の充実が必要であり、広報誌等により広く市民への周知を図っていくことが必要です。	道路法・道路構造令・移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に関する基準を定める条例等
106	5	①	男女共同参画についての国際的な取り組みなどに関する学習機会や情報の提供を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市職員、市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～での講演等による啓発	パンフレット、チラシ等を配架し、情報を提供している。		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
107	5	①	市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化を促進するための各種事業を推進します。	市民協働かれあい課	国際交流事業	市民	1995年6月にオーストリア共和国 ウィーン市13区ヒーツィングと友好交流都市協定を締結し、交流を深めている。	・年賀状の送付	2025年に実施予定の友好交流都市提携30周年記念事業を検討中。	
108	5	①	市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供や各種相談窓口の整備、また、識字教育の実施や市民公益活動団体が実施する日本語教室への支援などを推進します。	市民協働かれあい課	多文化共生推進事業	外国人住民（一部の日本人住民含む）	日本人住民と外国人住民との間に情報格差が生じる主な原因である「言葉の壁」を取り除き、外国人住民も適切な情報を受け取れる環境を目指すために、外国人住民が安心して羽曳野市で暮らせるよう「生活情報冊子」の作成や、外国人住民に対して日本語学習をしている団体への支援を行っている。	・日本語教室の支援 ・HPによる多言語行政情報の提供 ※新型コロナ関連等		
108	5	①	市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供や各種相談窓口の整備、また、識字教育の実施や市民公益活動団体が実施する日本語教室への支援などを推進します。	生涯学習課	羽曳野市識字教室「ほほえみ」開催事業	読み書き能力の習得を望む方	成人教育としての基礎学力の向上に取り組むとともに、交流会等を通じて参加者自らの体験・経験から人権の大切さを学び訴える力を養い、人権尊重の精神を高揚させる	毎週火曜日、夜、人権文化センターにて文字の読み書きを基本に、算数、工作、簡単なパソコン文字入力などを講師の指導のもとに行った	・生徒の減少による事業費の負担 ・多国語の対応が出来ない ・今後も継続予定	
109	5	①	市広報や災害時緊急情報など市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行います。	市民協働かれあい課	該当事業なし				市広報や市民生活関連情報の外国語化が進んでいない状況。必要性に応じて他担当と連携が必要。	
109	5	①	市広報や災害時緊急情報など市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行います。	秘書課	広報事業	広報事業	市ウェブサイトにおいて、他言語翻訳機能を用いて、英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語に対応	事業内容と同じ	現在、市ウェブサイトではグーグルの翻訳を利用してあります。ただし、自動翻訳システムが機械的に翻訳するため、必ずしも正確な翻訳であるとは限らないこと、画像や写真を認識しないので、今後どのように改善していくのかが課題である	羽曳野市広告掲載要綱 羽曳野市公開用ウェブサイト管理運営要綱
109	5	①	市広報や災害時緊急情報など市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行います。	危機管理課	該当事業なし				情報発信する際のシステムの文字数に制限があるため	
110	6	①	防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別や年齢等に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。	危機管理課	各小学校区の防災訓練	各小学校区の市民	消防訓練・応急手当・応急担架作成・浸水時歩行体験・煙霧体験・車イス避難体験・リヤカート体験 ・AED取扱い説明・防災資機材の使用説明	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	市内全小学校区での訓練の開催 新たな訓練メニューの追加	
110	6	①	防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別や年齢等に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。	市民協働かれあい課	該当事業なし				防災ボランティア等の育成については、社会福祉協議会で講座等を実施している。必要性に応じて他担当と連携が必要。	

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(基本方針: 1 生涯を通じた健康支援、2 子育てに関する支援、3 高齢者や障害者への支援、4 さまざまな困難を抱える人への支援、5 多様な文化への理解と交流の促進、6 防災などにおける男女共同参画の推進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
111	6	①	地域の自主防災活動においても、性別で役割を固定することなく災害時に配慮を要する人々も含め、防災に関連する訓練等を促進します。	市民協働ふれあい課	該当事業なし				防災ボランティア等の育成については、社会福祉協議会で講座等を実施している。必要性に応じて他担当と連携が必要。	
111	6	①	地域の自主防災活動においても、性別で役割を固定することなく災害時に配慮を要する人々も含め、防災に関連する訓練等を促進します。	危機管理課	各小学校区の防災訓練	各小学校区の市民	消火訓練・応急手当・応急担架作成・浸水時歩行体験・煙霧体験・車イス避難体験・リヤカート体験・AED取扱い説明・防災資機材の使用説明	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	参加者の増員・新たな参加者の参入・啓発活動の拡充	災害対策基本法
112	6	①	多様なニーズを防災対策へ反映させるため、防災会議での女性委員の割合を高めるよう努めます。	危機管理課	地域防災計画策定事業	職員・市民等	地域防災計画修正に伴う災害対応組織体制の見直し	特になし（令和5年度修正済み）	女性の災害応急活動への参画推進	
113	6	①	男女共同参画の視点を踏まえた各種災害対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂します。	危機管理課	防災マニュアルの作成	職員・市民等	女性や妊婦等にも配慮した避難所開設運営マニュアルの作成、避難所開設運営班の体制強化	特になし（平成28年度作成済み）	作成したマニュアルの整合性の把握マニュアルの修正・見直し	
114	6	①	性別や年齢等にかかわらず、高齢者・障害者など多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう地域の自主防災活動における男女共同参画を推進し、平常時から性別に固定されない防災に対する知識を有する人材育成に努めます。	危機管理課	地域研修会兼防災講演会事業	職員・市民等	自主防災組織の設立・運営や必要性、平時の備えなど外部講師を向かえて実施	地域研修会兼地域防災講演会実施（R4年度2回）	新たな参加者の参入・啓発活動の拡充	